

地方独立行政法人長野県立病院機構第3期中期目標（素案）

第2期中期目標	第3期中期目標素案	考え方等
前文（略）	前文（略）	
第1 中期目標の期間	第1 中期目標の期間	
平成27年4月1日から平成32年3月31日までの5年間	令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間	
第2 県民に提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	第2 県民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	
病院機構は、県の医療政策として必要な地域医療、高度医療及び専門医療を提供することなどにより、県民の健康の維持及び増進並びに県内医療水準の向上に努めること。	病院機構は、安全・安心な医療を提供し、県民の健康の維持及び増進を図ること。また、地域の医療機関との機能分化や連携を図るとともに、医療人材の養成などにより県内医療水準の向上に努めること。	
1 医療・介護サービスの提供体制改革を踏まえた地域医療、高度・専門医療の提供	1 県立病院が担うべき医療等の提供	
(1) 地域医療の提供	(1) 地域医療の提供	
ア 地域医療の提供（須坂病院、阿南病院、木曾病院） 地域の医療需要を見極め、診療体制を整備して医療を提供すること。	ア 地域医療 各病院は地域の医療需要を見極め、診療体制を整備して医療を提供すること。特に、下伊那南部地域を主な診療圏としている阿南病院と、木曾地域唯一の有床医療機関である木曾病院は、地域を医療で支える使命を担うべく、高齢者などが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・看護・リハビリ・薬剤指導など）を提供することで、地域包括ケアシステムの中核としての役割を果たすこと。また、身近な医療圏で安心して出産ができる体制を維持するとともに、院内助産の推進について検討すること。	・こころの医療センター駒ヶ根及びこども病院についても、地域医療を提供していることから、各項目の記述に病院名を記載する。(1)ア～イ、(2)ア～エ
イ へき地医療の提供（阿南病院、木曾病院） へき地医療拠点病院として、へき地における住民の医療を確保するため、無医地区への巡回診療を行うこと。また、医師不足に悩むへき地診療所を支援すること。	イ へき地医療 阿南病院及び木曾病院は、へき地医療拠点病院として救急医療体制を維持するとともに、へき地における住民の医療を確保するため、無医地区への巡回診療や、医師不足に悩むへき地診療所を支援すること。	・身近な二次医療圏でお産することができる体制の維持 へき地医療拠点病院の主たる事業（巡回診療、医師派遣、代診医派遣）
ウ 介護老人保健施設の運営 地域医療を補完するため、阿南、木曾介護老人保健施設の運営を行い、適切なサービスの提供に努めること。	(介護サービスは第2-1(5)に記載)	
(2) 地域包括ケアシステムにおける在宅医療の推進 高齢者などが住み慣れた自宅や地域で暮らし続けられるよう、在宅介護と連携した在宅医療（訪問診療・看護・リハビリ・薬剤指導など）を積極的に推進すること。	(在宅医療は第2-1(1)アに、地域包括ケアシステムは第2-2(2)に記載)	在宅医療は地域包括ケアシステム以外の取組もあることから、地域包括ケアシステムと在宅医療は分離
(3) 高度・専門医療の提供	(2) 高度・専門医療の提供	
ア 感染症医療の提供（須坂病院） 県内唯一の第一種感染症指定医療機関及びエイズ治療中核拠点病院であり、第二種感染症指定・結核指定医療機関であることを踏まえ、感染症に関する高度な専門医療を提供するとともに、発生予防やまん延防止など県が行う感染症対策と連携した役割を果たすこと。	ア 感染症医療 信州医療センターは第一種及び第二種感染症指定医療機関、エイズ治療中核拠点病院及び結核指定医療機関、木曾病院は第二種感染症指定医療機関であることから、感染症に関する高度な専門医療を提供するとともに、発生予防やまん延防止など県が行う感染症対策と連携した役割を果たすこと。	感染症医療について木曾を追載
イ 精神医療の提供（こころの医療センター駒ヶ根） 県の政策的・先進的な精神医療を担う病院として、精神科の救急・急性期医療を着実に実施するとともに、児童思春期精神疾患及びアルコール・薬物依存症などの専門医療を積極的に行うこと。	イ 精神医療 こころの医療センター駒ヶ根は県の政策的・先進的な精神医療を担う病院として、精神科の救急・急性期及び専門医療を提供すること。また、ニーズの高まっているゲーム依存症などの治療について検討するとともに、発達障がいや摂食障がいなどの児童思春期精神科医療の強化等について、信州大学医学部と連携して取り組むこと。	・今後、新たに取り組む必要があると思われる「ゲーム依存症など」を追記 ・ますますニーズの高まる「発達障がい」及び「摂食障がい」を追記
医療観察法（※）に基づく指定入院・指定通院医療機関の運営を行うこと。 （※）心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律（平成15年法律第110号）	また心神喪失等の状態で重大な他害行為を行った者の医療及び観察等に関する法律に基づく指定入院・指定通院医療機関の運営を行うこと。	医療観察法を正式名称で記載し、説明を簡略化

地方独立行政法人長野県立病院機構第3期中期目標（素案）

第2期中期目標	第3期中期目標素案	考え方等
<p>ウ 高度小児医療、周産期医療の提供(こども病院) 県における高度小児医療を担う病院として診療機能の充実を図り、二次医療圏では対応できない高度な小児医療及び救急救命医療を提供すること。 「総合周産期母子医療センター」は、信州大学医学部附属病院やその他産科医療機関と連携を図りながらその役割を果たすこと。</p> <p>エ がん診療機能の向上(須坂病院、阿南病院、木曽病院、こども病院) がん診療連携拠点病院との連携を強化するなど、県立病院のがん診療機能の向上を図ること。</p> <p>(4) 災害医療などの提供 長野県地域防災計画に基づく県立病院の役割を果たすこと。また、木曽病院は木曽地域(二次医療圏)における災害拠点病院としての役割を果たすこと。 電子カルテシステムのバックアップを構築するなど、災害時に必要な医療を確実に提供できる体制を整えること。 新型インフルエンザなどの発生時には、県の新型インフルエンザ等対策行動計画に基づき率先してその責任を果たすこと。</p> <p>(5) 医療におけるICT(情報通信技術)化の推進 他の医療機関と連携した遠隔医療を行うなど、ICTを活用し医療サービスの質の向上を図ること。</p>	<p>ウ 高度小児医療、周産期医療 こども病院は、県における高度小児医療を担う病院として小児医療及び救命救急医療を提供するとともに、総合周産期母子医療センターとして、信州大学医学部附属病院やその他産科医療機関と連携を図りながらその役割を果たすこと。 また、成人期移行患者等の新たなニーズに対する医療の充実について、信州大学医学部附属病院と連携して取り組むこと。</p> <p>エ がん医療 信州医療センター、阿南病院、木曽病院及びこども病院は、がん診療連携拠点病院との連携を強化するなど、がん診療機能の向上を図ること。特に木曽病院は、地域がん診療病院としての役割を果たすこと、こども病院は小児がん診療機能の向上に努めること。</p> <p>(3) 災害医療などの提供 長野県地域防災計画に基づく県立病院の役割を果たすこと。 こころの医療センター駒ヶ根は災害派遣精神医療チームの派遣体制を確保すること。 木曽病院は木曽地域における災害拠点病院としての役割を果たすとともに災害派遣医療チームの派遣体制を確保すること。 また、電子カルテのバックアップシステムを構築するなど、災害時に必要な医療を確実に提供できる体制を整えること。</p> <p>(第2-4(2)に記載)</p> <p>新(4) 認知症治療の提供 こころの医療センター駒ヶ根は地域の関係機関と連携し、認知症治療を進めること。 阿南病院及び木曽病院は認知症の患者や家族の相談・支援を進めること。</p> <p>(5) 介護サービスの提供 阿南病院は介護老人保健施設に加え、新たに訪問看護ステーションを運営し介護サービスの充実を努めること。 木曽病院は介護老人保健施設の運営を行うとともに、介護医療院を運営し介護サービスの充実を努めること。</p>	<p>病院開設当時の患者が成人期になってきたことから、新たな医療ニーズへの対応を求めるため、「成人期移行患者等…」を追記</p> <p>「がん診療」を「がん医療」にア～ウの記載に統一。また、病院の役割を具体的に記載</p> <p>・木曽のDMAT、こころのDPATについて個別に記載</p> <p>・新型インフルエンザは第2-1(2)アの感染症医療に包含</p> <p>高齢化の進展に対応するため認知症治療について追記</p> <p>・第2-1(1)ウから転載 ・高齢化の進展に対応するため、以下の項目を追記 阿南の訪問看護ステーション 木曽の介護医療院</p>
<p>2 地域における連携とネットワークの構築による医療機能の向上</p> <p>(1) 地域の医療、保健、福祉関係機関等との連携</p> <p>ア 地域の医療機関との連携 地域との連携体制を強化し、他の医療機関との機能分担を進めて、県立病院の持つ医療機能を効率的・効果的に提供できる体制づくりを進めること。</p> <p>イ 地域の医療機関への支援 各県立病院の持つ人的・物的な医療資源を活用した地域医療機関への支援体制を充実させ、地域医療全体の機能向上を図ること。</p> <p>ウ 地域の保健、福祉関係機関などとの連携の推進 市町村、保健福祉事務所(保健所)、児童相談所などの関係機関やNPOなどと連携し、児童虐待への対応、母子保健、予防医療から退院後の支援まで、幅広い分野で患者などへの支援に取り組むこと。</p>	<p>2 地域連携の推進</p> <p>新(1) 地域の医療構想への対応 地域医療構想を踏まえ、適正な病床数の検討や他の医療機関との連携体制を強化するとともに、県立病院の持つ医療資源や医療機能を効率的・効果的に提供することで地域の医療機関を支援して、地域医療全体の機能向上を図ること。</p> <p>(2) 地域包括ケアシステムの推進 中山間地をはじめとする医療・介護等のサービスが切れ目なく提供されるよう、地域包括ケアシステムにおける役割を果たすこと。特に信州医療センター、阿南病院及び木曽病院は、各地域の中核病院として、こころの医療センター駒ヶ根は、認知症治療を中心とした精神疾患患者の地域移行を、こども病院は小児在宅医療の推進を図ること。</p> <p>(3) 地域の保健・福祉関係機関等との連携の推進 市町村、保健福祉事務所、児童相談所などの関係機関やNPOなどと連携し、児童虐待への対応、医療的ケア児、母子保健、予防医療、退院後の支援等に取り組むこと。</p> <p>(第2-2(3)に記載)</p>	<p>地域医療構想への対応を新たに記載</p> <p>高齢化の進展に対応するため、地域包括ケアシステムについて単独とし、第2-1(2)から転載して各病院の役割を明確に記載</p> <p>2(1)ウから転載、新たに医療的ケア児について追加</p>

地方独立行政法人長野県立病院機構第3期中期目標（素案）

第2期中期目標	第3期中期目標素案	考え方等
<p>(2) 5病院のネットワークを活用した診療協力体制の充実強化 各県立病院の特長を活かした相互協力体制を推進すること。 県立病院間における医師の派遣などにより、医療供給体制の充実を図ること。</p>	<p>(第2に包含する)</p>	
<p>3 人材の確保・育成と県内医療水準の向上への貢献</p> <p>(1) 医療従事者の確保と育成</p> <p>ア 積極的な医療従事者の確保 働きやすい環境の整備、大学や他の医療機関との連携促進などを通じて、医師などの医療従事者の確保に積極的に取り組むこと。</p> <p>イ 研修体制の充実 各県立病院の特長を活かした研修体制の充実を図り、全職員の知識・技術の向上を図ること。</p> <p>ウ 医療技術の向上 認定資格の取得を促すなど、医師、看護師及び医療技術職員の医療技術の向上を図ること。</p> <p>(2) 県内医療に貢献する医師の育成と定着の支援</p> <p>ア 信州型総合医の養成 地域の医療現場で必要とされている、患者の全身を幅広く診療できる信州型総合医について、県立病院の特色を生かしたプログラムと研修システムの構築により、積極的に養成すること。</p> <p>イ 臨床研修医の受入れと育成 魅力ある質の高い研修システムを構築し、初期臨床研修医及び専門研修医の積極的な受入れと育成を行い、県内医療機関への定着の支援を図ること。</p> <p>(3) 信州木曾看護専門学校の運営 信州木曾看護専門学校を運営し、地域医療を担う看護師を育成すること。</p> <p>(4) 県内医療水準の向上への貢献</p> <p>ア 県内医療従事者を対象とした研修の実施 シミュレーション教育を活用した研修の積極的な実施などにより、県内医療従事者の技術水準の向上に貢献すること。 医師の研修などを行う信州医師確保総合支援センターの分室として、県と連携し研修などの充実を図ること。</p> <p>イ 医療関係教育機関などへの支援 医療関係教育機関などへ職員を講師として派遣するとともに、実習生の受入れなどを積極的にを行い、県内医療従事者の育成に貢献すること。</p> <p>(5) 医療に関する研究及び調査の推進</p> <p>ア 研究機能の向上 大学などとの連携や科学研究費の活用などにより研究の推進を図ること。</p> <p>イ 医療に関する臨床研究への参加 医療に関する調査研究や治験(国へ新薬の製造を承認申請するための成績収集を目的とする臨床試験)などに積極的に参画し、医療水準の向上に資すること。</p> <p>ウ 地域への情報発信による健康増進への取組 県立病院で行った研究及び調査の成果をホームページや地域との懇談会などを通じて積極的に公開し、県民の健康増進に役立てること。</p>	<p>3 医療従事者の養成と専門性の向上</p> <p>(1) 県内医療に貢献する医師の確保・養成 県内医療機関に従事する医師の確保に資するよう、初期臨床研修医及び専攻医の受入れ・養成を行うとともに、地域医療に必要な幅広く診療のできる総合医を養成すること。</p> <p>(2) 機構職員の養成</p> <p>病院機構の特長を活かした研修・教育体制により、全職員の知識・技術の向上を図るとともに、認定資格の取得を促すなど、医療技術職員の技術の向上を図ること。 また、特定行為が行える看護師の養成を進めること。</p> <p>(第2-3(1)に記載場所変更)</p> <p>(第2-3(4)に記載)</p> <p>(3) 県内医療技術者の技術水準の向上への貢献</p> <p>シミュレーション教育を活用した研修の実施、医療関係教育機関などへ職員を講師として派遣することや実習生の受入れなどにより、県内医療従事者の技術水準の向上に貢献すること。</p> <p>(4) 信州木曾看護専門学校の運営 専任教員の確保に努め、地域医療を担う看護師を養成すること。</p> <p>(第2-4(4)に統合して記載)</p> <p>(第2-4(4)に統合して記載)</p> <p>(第2-4(4)に統合して記載)</p>	<p>第2-3(2)イから転載</p> <ul style="list-style-type: none"> ・初期臨床研修施設 信州医療センター ・新専門医制度における基幹施設 信州医療センター(総合診療科) こころの医療センター駒ヶ根(精神科) こども病院(小児科) ・県立5病院全てが連携施設 <p>人材養成に関する項目をまとめたため記載場所を変更</p>

地方独立行政法人長野県立病院機構第3期中期目標（素案）

第2期中期目標	第3期中期目標素案	考え方等
<p>4 県民の視点に立った安全・安心な医療の提供</p> <p>(1) より安全で信頼できる医療の提供</p> <p>ア 医療安全対策の推進 安全で安心な医療を提供するために、医療事故などを防止するための医療安全対策を徹底するとともに、医療事故発生時には、病院内に原因の究明と再発防止を図る体制を確保すること。 院内感染防止対策を確実に実施すること。</p> <p>イ 患者中心の医療の実践 患者の権利を尊重し、信頼と満足が得られる医療サービスを提供すること。</p> <p>ウ 適切な情報管理 長野県個人情報保護条例(平成3年長野県条例第2号)及び長野県情報公開条例(平成12年長野県条例37号)に基づき適切な情報管理を行うこと。</p> <p>(2) 患者サービスの一層の向上</p> <p>ア 患者満足度の向上 患者を対象とした満足度調査を定期的に行い、診療待ち時間の改善など患者サービスの向上に努めること。</p> <p>イ 患者への診療情報の提供 ホームページなどを通じて臨床評価指標(クリニカルインディケーター)などの診療情報を積極的に提供すること。</p>	<p>4 医療の質の向上に関すること</p> <p>(第2に包含する)</p> <p>(第2に包含する)</p> <p>(第5-2に記載)</p> <p>(1) 医療等サービスの一層の向上 満足度調査などで患者・家族のニーズを把握するとともに、臨床評価指標(クリニカルインディケーター)を提供するなど患者サービスの向上に努めること。</p> <p>①(2) 先端技術の活用 先端技術を活用した遠隔診療や電子カルテの相互参照などにより地域における持続可能な医療・介護サービスを提供するとともに、医師を始めとする医療従事者の負担軽減を図ること。</p> <p>①(3) 信州大学等との連携 連携大学院教育等により専門性の高い医師並びに医療従事者の養成を行うこと。県と信州大学との地域医療の推進に関する覚書に基づき、電子カルテの統一について検討を進めること。</p> <p>(4) 医療に関する研究及び調査の推進 医療に関する研究調査などに取り組み、新たな医療技術と医療水準の向上に貢献するとともに、病院機構で行っている取組、研究・調査の成果などを県民に分かりやすく広報すること。</p>	<p>(2)ア「患者満足度の向上」とイ「患者への診療情報の提供」は(1)に統合して修正</p> <p>先端技術の活用による医療・介護サービスの提供と、医師等の負担軽減を図るため、新たに記載</p> <p>3月25日に信州大学と締結した地域医療の推進に関する覚書の事項について、新たに記載</p> <p>第2-3(5)を統合し、まとめて記載</p>
<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>地方独立行政法人制度の強みである経営体としての柔軟性・自律性・迅速性を引き続き発揮し、業務運営の改善・効率化に努めること。</p> <p>1 法人の力を最大限発揮する組織運営体制づくり</p> <p>(1) 柔軟な組織・人事運営 人事評価制度を充実するなど、医療環境の変化に柔軟に対応し、的確な組織・人事運営を行うこと。</p> <p>(2) 仕事と子育ての両立など多様な働き方の支援 ワークライフバランスに配慮した「働きやすい職場環境づくり」に取り組むなど、職員の多様な働き方を支援するための環境整備を図ること。</p> <p>2 経営力の強化</p> <p>(1) 病院運営に一体的に取り組むための職員意識の向上 職員が意欲をもって働き、病院経営に積極的に参画していくための取組を推進すること。</p>	<p>第3 業務運営の改善及び効率化に関する事項</p> <p>病院機構は、柔軟性・自律性・迅速性を引き続き発揮し、医療環境の変化等へ適切に対応するとともに、業務運営の改善・効率化に努めること。</p> <p>1 業務運営体制の強化 医療機能や病院規模に応じた適切な職員配置を進めるとともに、公正で客観的な人事評価制度による的確な組織・人事運営を行うこと。 また、病院運営に一体的に取り組むため、職員意識の向上を図るとともに、医療環境の変化に的確に対応すること。</p> <p>(第3-3に転載)</p> <p>①(2) 働き方改革への対応 医師の労働時間短縮のため、先端技術を活用した遠隔医療の検討など、働き方改革へ対応すること。</p> <p>(第3-1に統合)</p>	<p>病院機構の見直しや病床規模の検討に関連して、職員数の見直しも必要</p> <p>働き方改革への対応を新たに記載</p>

地方独立行政法人長野県立病院機構第3期中期目標（素案）

第2期中期目標	第3期中期目標素案	考え方等
<p>(2) 経営部門の強化 医療環境の変化に的確に対応するため、経営能力の向上を図ること。</p> <p>3 経営改善の取組</p> <p>(1) 年度計画と進捗管理 PDCA手法を活用し年度計画の進捗管理を的確に行うこと。</p> <p>(2) 収益の確保と費用の抑制 レセプト(診療報酬明細書)などのデータの把握と活用により収益の確保を図るとともに、費用の抑制に努めること。</p> <p>(3) 情報発信と外部意見の反映 積極的な広報活動により、地域住民の県立病院に対する理解を深めてもらう取組を推進すること。 外部の意見を取り入れる仕組みにより、地域の住民や関係機関との積極的な連携を図るとともに、業務の改善を行うこと。</p> <p>(4) 病床利用率の向上 効率的な病床管理を行い、病床利用率の向上を図ること。</p>	<p>3 職員の勤務環境の向上 ワークライフバランスに配慮した働きやすい職場環境づくりを推進すること。</p>	<p>・第3-1(2)から転載</p>
<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>病院機構は、経営基盤を強化し、安定した経営を続けるため、次の目標を達成すること。なお、県は病院機構の中期計画に予定される運営費負担金を適正に負担する。</p> <p>1 経常黒字の維持 中期目標期間の累計で経常収支比率100%以上を維持すること。</p> <p>2 資金収支の均衡 中期目標期間内の資金収支を均衡させること。</p>	<p>第4 財務内容の改善に関する事項</p> <p>病院機構は、経営基盤を強化し安定した経営を続けること。 なお、県は病院機構の中期計画に予定される運営費負担金を適正に負担する。</p> <p>1 経常黒字の維持 中期目標期間の累計で経常収支比率を100%以上とすること。 キャッシュフローを踏まえた、中長期的な経営を見据えた資金計画を立てること。</p> <p>(削除)</p> <p>2 経営基盤の強化</p> <p>(1) 収益の確保 新たな診療報酬の取得可能性やDPCの係数向上等について積極的に検討を行うほか、診療報酬制度の改定に迅速に対応し、収益の確保を図ること。また、診療報酬請求漏れの防止や未収金の発生防止及び早期回収に努めること。</p> <p>(2) 費用の抑制 診療材料・医薬品等の適切な管理によるコスト削減に努めるほか、経営状況の分析を随時行い、費用対効果の改善に向けた進捗管理に取り組むこと。</p>	<p>・第3期は第2期に引き続き経常収支比率100%以上 ・中長期的な視点での資金計画が必要</p> <p>第3-3(2)から収益の確保と費用抑制を「経営基盤の強化」として分割して記載</p>
<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>なし</p>	<p>第5 その他業務運営に関する重要事項</p> <p>1 コンプライアンスの推進 医療法をはじめとする関係法令を遵守するとともに、内部統制を着実に推進し適切な業務運営を行うこと。</p> <p>2 適切な情報管理 長野県個人情報保護条例及び長野県情報公開条例に基づき、適切な情報管理と情報セキュリティ対策を講じるとともに、職員への周知を徹底すること。</p> <p>3 施設整備及び医療機器に関する事項 地域の医療ニーズや費用対効果などを総合的に勘案した中長期的な投資計画のもと、施設と医療機器の整備を効果的に行うこと。</p> <p>④ 中期計画における数値目標の設定 本中期目標の主要な項目について、新公立病院改革ガイドラインを踏まえ、中期計画において数値目標を設定すること。</p>	<p>法令遵守について、特に記載</p> <p>第2-4(1)ウから転載</p> <p>施設の老朽化などにより、中長期的な投資計画の必要がある</p> <p>病院機構自ら具体的な経営指標を設定して進捗を確認し、健全経営をすることで、安定的な医療の提供を目指す</p>